

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年8月13日(2020.8.13)

【公開番号】特開2018-143514(P2018-143514A)

【公開日】平成30年9月20日(2018.9.20)

【年通号数】公開・登録公報2018-036

【出願番号】特願2017-41546(P2017-41546)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 1 2 Z

A 6 3 F 7/02 3 1 6 A

【手続補正書】

【提出日】令和2年7月3日(2020.7.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技球が流下する遊技領域を前面に備える遊技板と、

前記遊技板の前面から突出して前記遊技領域を包囲し、前記遊技領域の外側に遊技球が外れることを規制する第1の流下規制突部と、

前記遊技板の前面から突出して前記遊技領域内に設けられた演出表示窓を包囲し、前記演出表示窓の前方を遊技球が流下することを規制する第2の流下規制突部と、

前記遊技板の前面から突出して前記第1と第2の流下規制突部との間に配置され、遊技球の流下方向を変化させる複数の第3の流下規制突部と、からなる複数の流下規制突部を有すると共に、

前記第1と第2の流下規制突部との間で前記遊技板の前面に開口する入賞口に扉部材を設けてなる入賞役物を有する遊技機であって、

前記入賞口の横方向の一端は、前記第1又は第2の一方の流下規制突部である一方側隣接流下規制突部の側面に遊技球1つ未満の近さに配置されると共に、前記入賞口の横方向の他端は、前記複数の第3の流下規制突部の何れか1つである他方側隣接流下規制突部の側面に遊技球1つ未満の近さに配置され、

前記他方側隣接流下規制突部の上面のうち前記入賞口が最も離れた端部を支点とし、その支点から前記一方側隣接流下規制突部側に水平に延ばした直線を、前記支点を中心にして上方に回転して、前記一方側隣接流下規制突部及び前記他方側隣接流下規制突部以外の前記流下規制突部に初めて接したときの直線を入賞線とすると、その入賞線と前記入賞口の上辺と前記一方側隣接流下規制突部の側面とに囲まれた入賞領域は、遊技球1つ以上の大きさでかつ、入賞線を通過する以外の遊技球の進入経路を有さずかつ、前記扉部材が開いたときには、前記入賞口以外の退出経路有しない遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 6】

上記目的を達成するためになされた請求項 1 の発明は、遊技球が流下する遊技領域を前面に備える遊技板と、前記遊技板の前面から突出して前記遊技領域を包囲し、前記遊技領域の外側に遊技球が外れることを規制する第 1 の流下規制突部と、前記遊技板の前面から突出して前記遊技領域内に設けられた演出表示窓を包囲し、前記演出表示窓の前方を遊技球が流下することを規制する第 2 の流下規制突部と、前記遊技板の前面から突出して前記第 1 と第 2 の流下規制突部との間に配置され、遊技球の流下方向を変化させる複数の第 3 の流下規制突部と、からなる複数の流下規制突部を有すると共に、前記第 1 と第 2 の流下規制突部との間で前記遊技板の前面に開口する入賞口に扉部材を設けてなる入賞役物を有する遊技機であって、前記入賞口の横方向の一端は、前記第 1 又は第 2 の一方の流下規制突部である一方側隣接流下規制突部の側面に遊技球 1 つ未満の近さに配置されると共に、前記入賞口の横方向の他端は、前記複数の第 3 の流下規制突部の何れか 1 つである他方側隣接流下規制突部の側面に遊技球 1 つ未満の近さに配置され、前記他方側隣接流下規制突部の上面のうち前記入賞口が最も離れた端部を支点とし、その支点から前記一方側隣接流下規制突部側に水平に延ばした直線を、前記支点を中心に上方に回動して、前記一方側隣接流下規制突部及び前記他方側隣接流下規制突部以外の前記流下規制突部に初めて接したときの直線を入賞線とすると、その入賞線と前記入賞口の上辺と前記一方側隣接流下規制突部の側面とに囲まれた入賞領域は、遊技球 1 つ以上の大きさでかつ、入賞線を通過する以外の遊技球の進入経路を有さずかつ、前記扉部材が開いたときには、前記入賞口以外の退出経路有しない遊技機である。